

過疎地域持続的発展方針について

1 過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）とは

過疎地域の持続的発展を支援するため、市町村に対する財政上の支援措置等を定めたもの。

2 秋田県の過疎市町村

令和7年4月1日現在 25市町村中 過疎市町村23

※過疎に該当しない市町村 秋田市、大潟村

なお、秋田市（旧河辺町区域）は、旧過疎地域自立促進法における一部過疎地域として経過措置が適用されるため、今回策定する方針の対象区域に含む。

3 秋田県過疎地域持続的発展方針（案）の概要

①基本的事項

○方針策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、県の過疎地域持続的発展の大綱として、また、過疎市町村の持続的発展計画の指針として定めるもの。

○方針の期間

令和8～12年度までの5年間

②施策の方向性及び推進する施策

【施策の方向性】

- ・依然として非過疎地域との格差が残る道路や上下水道などの社会インフラの整備に引き続き取り組む。
- ・過疎地域への移住の促進、革新的な技術の創出、デジタル技術を活用した働き方へのシフトといった過疎地域の課題解決に資する取組を加速させる。

【推進する施策】

- 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 2 産業の振興
- 3 地域における情報化
- 4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進
- 5 生活環境の整備
- 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 7 医療の確保
- 8 教育の振興
- 9 集落の整備
- 10 地域文化の振興等
- 11 再生可能エネルギーの利用の推進

4 法律上の根拠：過疎法第7条

第7条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針（以下この章において単に「持続的発展方針」という。）を定めることができる。

2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 過疎地域における情報化に関する事項

ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 過疎地域における医療の確保に関する事項

チ 過疎地域における教育の振興に関する事項

リ 過疎地域における集落の整備に関する事項

ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

3 都道府県は、持続的発展方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

(以下略)